

変更届(在留届の記載内容の変更、同居家族の追加・削除)

※帰国される場合・管轄外へ転出する場合は、「帰国・転出届」の提出をお願いいたします。

筆頭者氏名【★必須】	筆頭者生年月日【★必須】			
	西暦	年	月	日
変更発生日【★必須】	西暦	年	月	日

筆頭者の記載事項に変更がある場合は、こちら↓にご記入ください。
(※変更事項についてののみ)

【筆頭者】

本籍地	都道府県	市郡(区)	区町村
職業 (該当事項に○)	1 民間企業関係者 2 報道関係者 3 自由業及び専門的職業関係者 4 留学生・研究者・教師 5 政府関係機関職員 6 その他()		
日本国 旅券番号	1 長期滞在 2 永住	<input type="checkbox"/> (在留国の国籍有) 滞在期間 西暦 年 月 日まで
在留地の住所			
電話	①	②	
FAX	①	②	
携帯電話	①	②	
メールアドレス	①		
メールアドレス	②		
在留地の 緊急連絡先 (日中の連絡先)	氏名又は会社等所属先名 住所 電話	FAX	本人との関係 email
日本国内の 連絡先	氏名 住所	本人との関係	電話
日本国内の 所属先	会社等所属先名 電話		

同居家族の追加登録、削除及び記載事項に変更がある場合は、
こちら↓にご記入ください。(※追加、削除及び変更事項についてののみ)

【同居家族】

<input type="checkbox"/> (追加登録)		<input type="checkbox"/> (削除)		<input type="checkbox"/> (記載事項の変更 (※変更事項についてののみ記入))	
続柄	氏名	ローマ字			生年月日
		漢字			西暦 年 月 日
			1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)
			2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (日本国国籍有)
携帯電話					
メールアドレス					
会社・学校等 日中の連絡先	名称 電話				
日本国 旅券番号	到着日		滞在期間	
		西暦 年 月 日		西暦 年 月 日	

裏面に続く

続柄	氏名	ローマ字	生年月日		
			西暦	年	月
		漢字	1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)
			2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (日本国国籍有)
携帯電話					
メールアドレス					
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話			
日本国 旅券番号			到着日	滞在期間	
			西暦	年	月 日
			西暦	年	月 日

続柄	氏名	ローマ字	生年月日		
			西暦	年	月
		漢字	1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)
			2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (日本国国籍有)
携帯電話					
メールアドレス					
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話			
日本国 旅券番号			到着日	滞在期間	
			西暦	年	月 日
			西暦	年	月 日

続柄	氏名	ローマ字	生年月日		
			西暦	年	月
		漢字	1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)
			2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (日本国国籍有)
携帯電話					
メールアドレス					
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話			
日本国 旅券番号			到着日	滞在期間	
			西暦	年	月 日
			西暦	年	月 日

(注意事項)

- 旅券法第16条の規定により、外国に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、その住所または居所を管轄する在外公館に在留届を提出することが義務づけられています。また、届出事項に変更が生じたときは、必ずその旨を届ける必要があります。
- 以下の場合は、当館管轄地域から転出されたものとして取り扱います。
 - 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過後も、当館にご連絡がなく、更にその後1年間、当館にて在留が確認できない場合
 - 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していないが、1年以上の期間にわたり当館から連絡がつかない場合
- 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関することに使用するほか、大使館領事窓口における各種手続きの際に利用します。
また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や、長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。
- 当館は、記載していただいたメールアドレスに宛てて、各種お知らせやメールマガジンを送信します。
また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全にかかわる危険が生じ得る場合には、メールのほか、電話、SMS、FAXなど可能な限りの方法で情報を提供します。